平成２５年（フ）第５２１号
北九州市小倉南区曽根新田南２丁目９番18号
債務者　高浪　幸代
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５７６号
北九州市八幡西区白岩町17番15―301号
債務者　黒澤　浩三
1　決定年月日時　平成25年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１３１号
神奈川県横須賀市池上３丁目８番23号芙蓉荘２階Ｂ－５
債務者　宮川　隆信
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第５５５号
熊本市南区城南町下宮地414番地３、前住所神奈川県横浜市戸塚区汲沢４丁目13番25―201号
債務者　中島　久美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５７０号
熊本市西区田崎２丁目３番82―404号　県営住宅
債務者　津田美矢子
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５７６号
熊本市南区南高江１丁目６番38―203号　市営日吉団地１Ｃ－１、前住所熊本市近見１丁目15番73号
債務者　長谷川優子
1　決定年月日時　平成25年９月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５７９号
熊本市中央区細工町４丁目９番地１　パールハイム７階703号、前住所熊本市中央区西阿弥陀寺町14番地
債務者　宮川　春美
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５７２号
北九州市八幡東区豊町16番11号
債務者　野田貴美代
1　決定年月日時　平成25年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５９号
青森県つがる市木造三ツ館若松２番地３
債務者　鎌田　義弘
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第１３７号
神奈川県横須賀市長沢２丁目３番16号
債務者　菱沼　芳枝
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２２５９号
名古屋市北区中味鋺３丁目517番地　中あじま荘Ｔ４棟304号
債務者　小河原健二
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０８号
松江市宍道町東来待809番地32
債務者　影近　博泰
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０７号
山口市湯田温泉６丁目７番５－６号
債務者　谷本　敏光
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４２２号
仙台市青葉区国見ケ丘５丁目41番32号　サンビレッジ国見ケ丘Ｃ棟105、従前の住所仙台市青葉区国見６丁目77―５―308
債務者　渡辺　　忍
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４２３号
仙台市青葉区国見ケ丘５丁目41番32号　サンビレッジ国見ケ丘Ｃ棟105、従前の住所仙台市青葉区国見６丁目77―５―308
債務者　渡辺千賀子
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５０５号
仙台市宮城野区栄２丁目２番16号
債務者　千葉　久子
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３３４号
茨城県水戸市見和１丁目314番地の36　メゾン木下Ｃ棟202号
債務者　遠藤　明子（旧姓長崎・五十嵐）
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
水戸地方裁判所